

【新設】（基準時事業年度後に対象配当等の額を受ける場合の取扱い）

2-3-22 の 5 法人が他の法人から受ける対象配当等の額について、当該対象配当等の額に係る基準時の属する事業年度（以下2-3-22の5において「基準時事業年度」という。）終了の日後にこれを受ける場合には、その受ける対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度に遡って子会社株式簿価減額特例の適用があることに留意する。ただし、当該対象配当等の額を受けることが確実であると認められる場合には、その受けることが確実であると認められる対象配当等の額に基づき当該基準時事業年度の確定申告において令第119条の3第7項又は第8項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》の規定の適用を受けることとしても差し支えない。

【解説】

- 1 本通達は、子会社株式簿価減額特例（令119の3⑦）の適用を受ける対象配当等の額に係る基準時事業年度と受領額の確定時の属する事業年度とが異なる場合の取扱いを明らかにするものである。
- 2 本特例は、他の法人から対象配当等の額を受けるごとにその対象配当等の額が当該他の法人の株式等の帳簿価額の10%相当額を超えるかどうかの判定（以下「10%判定」をいう。以下同じ。）を行い、超える場合には基準時（法人税法施行令第119条の3第9項第3号に定める時をいう。）の直前の帳簿価額からその対象配当等の額のうち益金不算入相当額（法人税法施行令第119条の3第7項《移動平均法を適用する有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例》に規定する益金の額に算入されない金額をいう。以下同じ。）を減算するものである。したがって、たとえ基準時事業年度終了日後に対象配当等の額が確定する場合であっても、10%判定の結果、本特例の適用を受けることとなったときには、基準時事業年度に遡って、基準時の直前における他の法人の株式等の帳簿価額から益金不算入相当額を減算して基準時の帳簿価額を計算する必要がある。本通達の前段において、このことを留意的に明らかにしている。
- 3 ところで、例えば、株式会社は、定款に一定の日（以下「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録された株主（以下「基準日株主」という。）をその権利（剰余金の配当を受ける権利等）を行使することができる者と定めることができる（会社法124①）が、基準日株主が行使することができる権利は基準日から3ヶ月以内に行使するものに限られる（会社法124②）ので、基準日後3ヶ月以内に行われる株主総会の普通決議において配当財産の種類及び帳簿価額の総額並びに配当に係る効力発生日を定めることが一般的である。

このため、基準時段階では、対象配当等の額がいくらになるのかは分からないことから、基準時事業年度末までに株主総会の決議等が行われない場合には、基準時事業年度の確定申告において他の法人の株式等の帳簿価額から減算される当該対

象配当等の額に係る益金不算入相当額を計算することができないといったことが考えられる。このような場合において、その益金不算入相当額が計算できなかったことに基因して基準時事業年度の確定申告書に記載した税額の不足額等が生じたときには、株主総会の決議等により対象配当等の額が確定した段階で、基準時事業年度の修正申告を行うということが考えられる。

- 4 しかしながら、本特例が前提とする親法人と子法人との一定の支配関係の下では、親法人が基準時事業年度の確定申告期限までに実際に受けることとなる配当等の額を具体的に見積もることも可能であると考えられる。そこで、本通達の後段においては、基準時事業年度において本特例を適用するための方法として修正申告のみが唯一の方法ではなく、受けることが確実と認められる配当等の額があるのであれば、その受けることが確実と認められる配当等の額に基づき本特例又は株式等の帳簿価額から減算する金額に関する特例計算（令 119 の 3 ⑧）を適用した上で基準時事業年度の確定申告をすることができる旨を明らかにしている。
- 5 なお、ここでいう「受けることが確実と認められる対象配当等の額」とは、親子関係を前提に親法人が子法人に対して配当を請求する具体的な金額ということになるのであるが、基準時事業年度の予想利益又は分配可能利益に基づく過去の実績や1株当たり予想配当額に基づいて親法人において受けることが確実と見込んでいる対象配当等の額であればこれに該当することになる。
また、例えば、配当等の決議前に第三者に対して他の法人の株式等を譲渡するような場面では、譲渡対価の額の算定に当たって当該他の法人の親法人において配当等の額が確実に見積もられることになるため、この見積額は「受けることが確実と認められる対象配当等の額」に該当することになる。
- 6 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 2 - 3 - 20 の 5）を定めている。